

報道関係者各位
プレスリリース

2020年2月4日

ゴーウェル株式会社

ゴーウェル株式会社 特定技能制度の【登録支援機関】に登録

ゴーウェル株式会社(本社:東京都中央区、代表取締役社長:松田秀和、以下「当社」という。)は、在留資格「特定技能」の外国人雇用における「登録支援機関」として出入国管理庁の登録認定を受けました。当社は設立以来、「日本とアジアをつないで、人々を幸せに」との経営理念に基づき、アジア人に特化した外国人人材紹介事業、アジア語通訳翻訳事業、アジア語スクール事業等を開拓してまいりました。これまで培ってきた当社の人材、言語、教育分野の圧倒的な実績数とノウハウを活かし、今後は既存の外国人人材紹介事業に併せて、特定技能に係る支援業務を実施してまいります。

■許認可概要

許可申請:登録支援機関登録
登録番号:20登-003699
登録年月日:2020年1月30日

■在留資格「特定技能」について

2019年4月から新たに導入された在留資格「特定技能」は、深刻な人手不足に対応するため、特に状況の厳しい14業種で、一定の専門性及び技能を有する外国人の就労が認められる制度です。政府は今後5年間で約34万超の外国人受け入れを見込んでおります。

＜対象14業種＞

介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業

■登録支援機関について

特定技能1号の外国人を雇用した企業(受入れ機関)は、その外国人に対して職業生活上、日常生活上および社会生活上の支援を行うために支援計画を作成・提出し、法律に定められたすべての支援を実施することが必要となります。登録支援機関は受入れ機関との委託契約により、計画に基づく支援を代行することができます。

＜支援業務＞

労働条件等の事前ガイダンス、出入国時の送迎、住居・ライフラインの契約支援、生活オリエンテーション、公的手続き同行、日本語学習の機会提供、相談・苦情対応、日本人との交流促進、転職支援、定期面談など

＜ゴーウェル株式会社 概要＞

▽所在地: 東京都中央区銀座3-8-13 銀座三丁目ビルディング7F

▽代表者: 代表取締役社長 松田秀和

▽主要事業: 外国人人材紹介、アジア語通訳翻訳、アジア語スクール、アジア語プロモーション

▽公式WEBサイト: <https://gowell-japan.com/>

＜本件に関するお問い合わせ＞

ゴーウェル株式会社 広報室 室長 柳川文

tel: 03-6272-9651 pr@gowell-japan.com